

等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下この章において「重要事項」という。）について説明をしなければならない。

一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該指標ハ 口の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがある旨

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該指標ハ 口の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがある旨

二 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨

ロ 当該指標ハ 口の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがある旨

二 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨

三 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

四 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨

ロ 当該者

ハ 口の者の業務又は財産の状況の変化を直

接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販

売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分を定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該事由ハ 口の事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該事由ハ 口の事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨

二 当該金融商品の販売（前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為及び同項第十一号に掲げる行為であつて政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれがあるときは、その他の指標による当該金融商品の販売が行わることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の金額（当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の預託すべき金銭以外の財産であつて政令で定めるもの（以下この号において「保証金相当物」という。））がある場合には、当該額に当該保証金相当物の市場価額（市場価額がないときは、次号及び第三号において「保証金額」といふ。）が加えた額。次号及び第三号において同じ。）を上回ることとなるおそれ

二 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の金額を上回ることとなるおそれ

五 前条第一項第六号に掲げる行為（同号ハに係るものに限る。）については、当該規定に規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

三 前条第一項第六号に掲げる行為（同号イに係るものに限る。）については、当該規定に規定する権利の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

四 前条第一項第六号に掲げる行為（同号ロに係るものに限る。）については、当該規定に規定する債権の内容及び当該行為が行われることにより顧客が負担することとなる債務の内容

五 前条第一項第六号に掲げる行為（同号ハに係るものに限る。）については、当該規定に規定する暗号資産に表示される権利の内容（当該権利が存在しないときは、その旨）及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

六 前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為においては、これらの規定に規定する取引の仕組み

七 前条第一項第一号の政令で定める行為にあつては、政令で定める事項

一 の金融商品の販売について二以上の金融商品販売業者が第一項の規定により顧客に対する重要な事項について説明をしなければならない場合において、いざれか一の金融商品販売業者が当該重要な事項について説明をしたときは、他の金融商品販売業者は、同項の規定にかかるらず、当該重要な事項について説明をすることを要しない。ただし、当該他の金融商品販売業者が当該政令で定める者である場合は、この限りでない。

二 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

7 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

第一項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ及び第六号ハに規定する「金融商品の販売に係る取引の仕組み」とは、次に掲げるもののをいう。

一 前条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する契約の内容

二 前条第一項第五号に掲げる行為にあつては、当該規定に規定する有価証券（金融商品を加えた額）を上回ることとなるおそれをい

う。前条第一項第一号及び第七号に掲げる権利を行使することにより顧客が負うこととなる義務の内容

三 前条第一項第六号に掲げる行為（同号イに

四 前条第一項第六号に掲げる行為（同号ロに

五 前条第一項第六号に掲げる行為（同号ハに

六 前条第一項第八号から第十号までに掲げる

七 前条第一項第一号の政令で定める行為にあつては、政令で定める事項

一 の金融商品の販売について二以上の金融商品販売業者が第一項の規定により顧客に対する重要な事項について説明をしなければならない場合において、いざれか一の金融商品販売業者が当該重要な事項について説明をしたときは、他の金融商品販売業者は、同項の規定にかかる

商品の販売に係る取引の仕組み

二 第一項第一号の政令で定める行為に

三 当該金融商品の販売について第一項第六号の事由により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の金額を上回ることとなるおそれ

四 前条第一項第一号の政令で定める行為に

五 前条第一項第六号の事由により損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払うべき委託証拠金その他の保証金の金額を上回ることとなるおそれ

六 前条第一項第八号から第十号までに掲げる

七 前条第一項第一号の政令で定める行為に

一 の金融商品の販売について二以上の金融商品販売業者が第一項の規定により顧客に対する重要な事項について説明をしなければならない場合において、いざれか一の金融商品販売業者が当該重要な事項について説明をしたときは、他の金融商品販売業者は、同項の規定にかかる

商品の販売に係る取引の仕組み

第七条 顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたことによつて当該顧客に生じた損害の額と推定する。
前項の「元本欠損額」とは、当該金融商品の販売が行われたことにより顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の譲渡した金銭相当物又は譲渡すべき金銭相当物がある場合にあつては、当該合計額にこれらの金銭相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）から、当該金融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなつた者がいる場合にあつては、当該者を含む。以下この

第五条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（以下この章において「断定的判断の提供等」という。）を行つてはならない。
(金融商品販売業者等の損害賠償責任)

第六条 金融商品販売業者等は、顧客に対し第四条の規定により重要な事項について説明をしなはず

一 顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（第十条第一項において「特定顧客」という。）である場合

二 第一項に規定する金融商品の販売が金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及びその取次ぎのいずれでもない場合において、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があつたとき。

項目において「顧客等」という。)の取得した金銭及び取得すべき金額の合計額(当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金額以外の財産又は取得すべき金額以外の財産がある場合にあつては、当該合計額にこれらの金額以外の財産の市場価額(市場価額がないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額)と当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金額以外の財産であつて当該顧客等が売却その他の処分をしたものとの処分価額の合計額とを合算した額をもととする。

この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第五十五条第一号口及び第二号ニ（2）並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務をいいう。

力 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）ヨ 農林中央金庫

2 ある場合は、この限りでない。
勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

二 勧説の方法及び時間帯に關し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

3 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章 金融サービス仲介業
第一節 総則
(定義)
第十一條 この章、第六章及び第七章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務

第九条 (民法の適用)
重要事項について説明をしなかつたこと
又は断定的判断の提供等を行つたことによる金
融商品販売業者等の損害賠償の責任について
は、この法律の規定によるほか、民法（明治二
十九年法律第八十九号）の規定による。

(勧誘の適正の確保)

第十条 (金融商品販売業者の業として行う金
融商品の販売等に係る勧誘をしようとするとき
は、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下
この条及び第百五十四条において「勧誘方針」
という。）を定めなければならない。
当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体
その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認めら
れる者として政令で定める者である場合又は特
定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等で

この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第五十五条第一号口及び第二号ニ（2）並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務をいいう。

力 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）ヨ 農林中央金庫

ある場合は、この限りでない。
勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

二 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(民法の適用)
第八条 重要事項について説明をしなかつたことによる金又は断定的判断の提供等を行つたことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

(勧誘の適正の確保)

第九条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない。

(勧誘方針の策定等)

第十条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下この条及び第百五十四条において「勧誘方針」という。）を定めなければならぬ。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等で

この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第五十五条第一号口及び第二号ニ（2）並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務をいいう。

力 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）ヨ 農林中央金庫

リ 又 ル ネ 漁業協同組合（水産業協同組合法第十一
ワ 条第一項第四号の事業を行うものに限る。）
ヲ 第十五条第二号ニ（4）において同じ。）
ヲ 漁業協同組合連合会（水産業協同組合法
第八十七条第一項第四号の事業を行うもの
に限る。第十五条第二号ニ（4）において
同じ。）

ワ 水産加工業協同組合（水産業協同組合法
第九十三条第一項第二号の事業を行うもの
に限る。第十五条第二号ニ（4）において
同じ。）

一 次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約（当該契約について顧客に対する高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介を行いう。第十五条第二号ニ（2）及び第六号並びに第十七条第一項において同じ。）

ロ 長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ（7）において同じ。）

ハ 信用金庫連合会

ニ 信用金庫連合会

ト 労働金庫連合会

チ 協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（5）において同じ。）

力 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（四）において同じ。）ヨ 農林中央金庫

をした者をいう。同号二（1-1）において同じ。)であつた者が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。ル及び同号二（1-1）において同じ。)の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者があつた者が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者があつた者が同法第六十六条の二十一第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者（同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。同号二（1-1）において同じ。)であつた者が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。同号二（1-1）において同じ。)であつた者が同法第六十六条の二十九の五十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該同法において同一の登録を取り消された場合若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政处分を含む。同号二（1-1）において同じ。)を受けている者が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行つてゐた者が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十九年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼當等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十二年法律第六十二号）、商品投資法（昭和三十七年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）、不動産に係る事業の規制に関する法律（平成三年特定共同事業法、保険業法、資産の流動化行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）、不動産に係る事業の規制に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、農林中央金庫法、信託業法若しくは事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいいう。）の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者（12）において同じ。）から五年を経過しないもの

ヨ 他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者

タ 足りる能力を有しない者

レ 電子金融サービス仲介業務を行ふ場合にあつては、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ソ 認定金融サービス仲介業協会等（認定金融サービス仲介業協会又は業務の種別ごとにこれに類するものとして内閣府令で定めるもの（第十三条第一項の規定による登録申請書に記載した業務の種別に係るものに限る。）をいう。ソにおいて同じ。）に加入しない者であつて、認定金融サービス仲介業協会等の定款その他の規則（金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧客の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五号イ及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第一号ロ、第三十八条第三項並びに第五十一条第一項第四号及び第六号において同じ。）若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

ハ 法人である場合にあつては、役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けた金融サービス仲介業務を行ふ場合に足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

(1) 金融サービス仲介業者であつた法人が
第三次十八条第一項の規定により第十二条
の登録を取り消された場合又はこの法律
に相当する外国の法令の規定により当該
外国において同種類の登録を受けていた
法人が当該同種類の登録を取り消された
場合において、その取消しの日前三十日
以内にこれらの法人の役員であつた者で
その取消しの日から五年を経過しない
もの

(2) 銀行であつた法人が銀行法第二十七条
若しくは第二十八条の規定により同法第
四条第一項の免許を取り消された場合、
銀行主要株主であつた法人が同法第五十
二条の十五第一項の規定により同法第五
十二条の九第一項若しくは第二項ただし
書の認可を取り消された場合、銀行持株
会社であつた法人が同法第五十二条の三
十四第一項の規定により同法第五十二条
の十七第一項の規定により同法第五十二
条の三十六第一項の許可を取り消された
場合又は同法に相当する外国の法令の規
定により当該外国においてこれらと同種
類の免許（認可若しくは許可（当該免
許、認可又は許可に類する登録その他の
行政処分を含む。）を受けていた者が當
該同種類の免許、認可若しくは許可を取
り消された場合において、その取消しの
日前三十日以内にこれらの法人の役員で
あつた者でその取消しの日から五年を経
過しないもの

(3) 特定信用事業代理業者であつた法人が
農業協同組合法第九十二条の四第一項に
おいて読み替えて準用する銀行法第五十
二条の五十六条第一項の規定により農業協
同組合法第九十二条の二第一項の許可を
取り消された場合若しくは同法に相当す
る外国の法令の規定により当該外国にお
いて同種類の許可を受けていた者が當該
同種類の許可を取り消された場合又は農

更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

第二条 第十四条（第一項各号を除く。）及び前条（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」とあるのは、「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは、「各号（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）」と、同条第四号中「預金等媒介業務を行う」とあるのは、「次条第一項の変更登録により預金等媒介業務を行なう」と、同条第五号中「保険媒介業務を行う」と、同条第五号中「保険媒介業務を行なう」とあるのは、「次条第一項を除く。」と、同条第六号中「有価証券保険媒介業務を」と、同条第六号中「有価証券等仲介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と読み替えるものとする。

三 金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第十三条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき

二 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があつたとき

三 金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をしたとき

四 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき

五 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき

六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき

七 金融サービス仲介業者である法人が合併及ぼしたとき

八 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき

九 その他の内閣府令で定める場合に該当するとき

八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき 当該イからニまでに定める者となつた者

イ 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者

ロ 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人

ハ 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行なうもの又は金融商品仲介業者 貸金業者

九 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

四 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

五 内閣総理大臣は、第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

六 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかるらず、電子決済等代行業を行なうことができる。

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十七条 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた銀行その他政令で定める者は、銀行法その他政令で定める法律の規定にかかるはず、保険媒介業務を行うことができる（保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十一条第二項及び第二十八条第二項において同じ。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）。

七 預金等媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業農業協同組合法第九十二条の第二項に規定する特定信用事業代理業、水

産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。

八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき 当該イからニまでに定める者となつた者

イ 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者

ロ 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人

ハ 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行なうもの又は金融商品仲介業者 貸金業者

九 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

四 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行なうときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用については、保険募集人又は保険仲立人でないものとみなす。

五 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務について、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

六 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務について、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十八条 電子金融サービス仲介業務を行なう金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかるらず、電子決済等代行業を行なうことができる。

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

一 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するため必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 次に掲げる处分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

（1） 銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第五十二条の六十一の二の登録の取消し

（2） 農業協同組合法第六十条の三の登録の取消し

（3） 水産業協同組合法第百十七条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の二第一項の登録の取消し

一 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている（1）から（8）までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）の取消し

（1） 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

（2） 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の二第一項の登録の取消し

（3） 水産業協同組合法第百十七条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の二第一項の登録の取消し

（4） 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第百十条第一項の登録の取消し

（5） 信用金庫法第八十九条第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の取消し

（6） 労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の取消し

（7） 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項の登録の取消し

（8） 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項又は第二項の規定による同法第六十条の三の登録の取消し

（9） 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている（1）から（8）までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）の取消し

（10） 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

- (3) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(4) 水産業協同組合法第百六十六条第四項の規定による同法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令

(6) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(7) 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第九十五条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(8) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第九十五条の五第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(9) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項の規定による同法第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(10) 水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による（一）から（九）までの業務と同種類の業務の廃止の命令

二 株式会社商工組合中央金庫法その他の政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二　法人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
イ　外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
ロ　役員のうちに次のいずれかに該当する者

(1) 法人が前号ロ（1）から（9）までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの

(2) 法人が前号ハ（1）から（10）までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの

(3) 前号ロからニまでのいずれかに該当する者

三 個人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者

ロ 前号ロ（1）又は（2）のいずれかに該当する者

金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあつては、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の七第一項・第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項（第一号及び第二号を除く。）、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法第百十六条、協同組合による金融事業に係る法律第六条の五の九、信用金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第八十九条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」

とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第三項（電子金融サービス仲介業務に関する特例）に規定する」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第四項第二号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を行うときは、内閣府令で定めるところにより、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第一項各号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 その他内閣府令で定める書類

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。

(商号等の使用制限)

第十九条 金融サービス仲介業者でない者は、金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない。

(標識の掲示等)

第二十条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

金融サービス仲介業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合を除く)を除き、内閣府令で定めるところにより、商号、名称又は氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送

信（公衆によつて直接受信されることを目的とし、公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するもの（除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第二十一条 金融サービス仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に金融サービス仲介業を行わせてはならない。
(名義貸しの禁止)

第二十二条 金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等（顧客、顧客以外の保険契約者等又は第十一条第五項に規定する媒介により締結した資金の貸付け若しくは手形の割引によるものとする契約に関して保証人となつた者をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）の保護を考慮して、政令で定める額とする。

3 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、当該金融サービス仲介業者のために所要の保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額について第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者と前項の契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託されることとなつている金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託（第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第百四十七条第一号において同じ。）を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービス仲介業を行つてはならない。

6 金融サービス仲介業者が行つた次の各号に掲げる行為に関して当該各号に定める者に生じた債権に関し、当該各号に定める者は、当該金融

サービス仲介業者に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
一 第十一条第二項第一号に掲げる行為の内容とする契約を締結した者
二 第十一条第二項第二号に掲げる行為の内容により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者
三 第十一条第二項第三号に掲げる行為の内容により為替取引を内容とする契約を締結した者
四 第十一条第三項に規定する媒介による保険契約を締結した保険契約者、当該媒介保険契約の被保険者又は保険金額を受け取るべき者
五 第十一条第四項第一号に掲げる行為の内容により有価証券の売買契約を締結した者
六 第十一条第四項第二号に掲げる行為の内容により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者
七 第十一条第四項第三号に掲げる行為の内容により有価証券を取得した者
八 第十一条第四項第四号に掲げる行為の内容により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者
九 第十一条第五項に規定する媒介の当該媒介により資金の貸付け若しくは手形の割引を行ふべき者とする契約を締結した者又は当該契約に関する権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。
10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができること

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行つた第六項各号に掲げる行為に關して生じた債権の弁済を確保するため必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。
12 (金融サービス仲介業者賠償責任保険契約) 第二十三条 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約(金融サービス仲介業務に関する重要な事項は、内閣府令・法務省令で定める)
2 六 その他内閣府令で定める事項
2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。
2 (業務運営に關する措置)

2 (業務運営に關する措置)
2 六 その他内閣府令で定める事項
2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。
2 (業務運営に關する措置)
2 (金銭の預託の禁止)

2 (金銭の預託の禁止)
2 六 その他内閣府令で定める事項
2 金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に關して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれがある場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
2 (指定紛争解決機関との契約締結義務等)
2 前二項に定めるものほか、金融サービス仲業者賠償責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

2 (情報の提供)
2 第二十五条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客

に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種別

三 第十一条第二項第一号イからヨまで、第三項各号若しくは第四項第一号イ若しくはロに掲げる者又は貸金業者の代理権がない旨その他の金融サービス仲介業者の権限に関する事項

四 第二十七条の規定の趣旨

五 金融サービス仲介業者の損害賠償に関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他対価の額その他内閣府令で定める事項の顧客への説明、その金融サービス仲介業務に關して取得した顧客に關する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 (業務運営に關する措置)

2 (金銭の預託の禁止)

別が預金等媒介業務であるものをいう。以下の条において同じ。)が存在する場合

一 の指定預金等媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

二 指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合

三 預金等媒介業務に關する苦情処理措置

四 指定保険媒介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置)

五 指定保険媒介紛争解決機関との間で保険媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

六 指定保険媒介紛争解決機関が存在しない場合

七 当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行う者である場合

八 当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務に關する手続実施基本契約を締結する場合

九 指定有価証券等仲介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置)

一 指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

二 指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する場合

三 指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する場合

四 指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する場合

五 指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する場合

六 指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する場合

七 指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する場合

八 指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する場合

四五百四条第十一号第十の二五				号第同及部外記号五四条第十五条の二五				第三条び分の以列各十の二五			
銀行 (所 属)	は 媒 介 又 は 代 理 人 又 は 属 銀 行 當 該 所	銀 行 が 所 属	は 媒 介 又 は 代 理 人 又 は 属 銀 行 當 該 所	積 金 等 は 定 期	預 金 又 は 預 金 者	等 の 預 金 者	び 媒 介 又 は 代 理 人 又 は 属 銀 行 當 該 所	預 金 者 等 (預 金 者 、貯 金 者 及 び 定期 積 金 の 積 金 者 (第二 条 第 四 項 に 規 定 す る 掛 金 の 掛 金 者 を 含 む) を い う。 下 に の 項 に お い て 同 じ)	媒 介		
(相手方金融機関	媒介	当該相手方金融機関	当該相手方金融機関	が相手方金融機関(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。)	が相手方金融機関(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。)	媒介	媒介	預金者等(預金者、貯金者及び定期積金の積金者(第二条第四項に規定する掛け金の掛け金者を含む))をいう。以下の項において同じ。)	媒介		

第五十二条第一項及第十三条第十項 第二項第一項の四三	号第四十三条第二項第一項の四三	六号第二十三条第一項第一項の四三	号第二十三条第一項第一項の四三	号第二十三条第一項第一項の四三	号第五十二条第一項第一項の四三
又は 締結	締結する	締結する	と対象契約	締結をする	締結をする
又は 媒介	締結の媒介を行う	媒介を行う	の媒介により対象契約	媒介を行う	媒介を行う

第 二 項 第 七 三 項	第十 条 三 項 第 七 三 項	第十 条 三 項 第 七 三 項	第 一 項 第 七 三 項
金融商品取 引行 為を 行う	を締結しよ うとする	の締結の媒介を行 う	特定金融サービス契約を 締結する
掲げる事項	掲げる事項及び特定預金 等契約（金融サービスの 提供及び利用環境の整備 等に関する法律第二十九 条において読み替えて準 用する銀行法第五十二条 の四十四第二項に規定す る特定預金等契約をい う。第三十八条第一号並 びに第三十九条第一項及 び第三項において同じ。） については預金者等（金融 サービスの提供及び利 用環境の整備等に関する 法律第二十九条において 読み替えて準用する銀行 法第五十二条の四十四第 二項に規定する預金者等 をいう。以下この項にお いて同じ。）の、特定保 険契約（保険業法第三百 条の二に規定する特定保 険契約をい。以下同 じ。）については保険契 約者等（金融サービスの 提供及び利用環境の整備 等に関する法律第十七條 第一項に規定する保険契 約者等をい。以下この 項において同じ。）の保 護に資するための当該特 定金融サービス契約の内 容その他預金者等又は保 険契約者等に参考となる べき事項（次項において 「参考事項等」という。）	掲げる事項及び特定預金 等契約（金融サービスの 提供及び利用環境の整備 等に関する法律第二十九 条において読み替えて準 用する銀行法第五十二条 の四十四第二項に規定す る特定預金等契約をい う。第三十八条第一号並 びに第三十九条第一項及 び第三項において同じ。） については預金者等（金融 サービスの提供及び利 用環境の整備等に関する 法律第二十九条において 読み替えて準用する銀行 法第五十二条の四十四第 二項に規定する預金者等 をいう。以下この項にお いて同じ。）の、特定保 険契約（保険業法第三百 条の二に規定する特定保 険契約をい。以下同 じ。）については保険契 約者等（金融サービスの 提供及び利用環境の整備 等に関する法律第十七條 第一項に規定する保険契 約者等をい。以下この 項において同じ。）の保 護に資するための当該特 定金融サービス契約の内 容その他預金者等又は保 険契約者等に参考となる べき事項（次項において 「参考事項等」という。）	掲げる事項及び特定預金 等契約（金融サービスの 提供及び利用環境の整備 等に関する法律第二十九 条において読み替えて準 用する銀行法第五十二条 の四十四第二項に規定す る特定預金等契約をい う。第三十八条第一号並 びに第三十九条第一項及 び第三項において同じ。） については預金者等（金融 サービスの提供及び利 用環境の整備等に関する 法律第二十九条において 読み替えて準用する銀行 法第五十二条の四十四第 二項に規定する預金者等 をいう。以下この項にお いて同じ。）の、特定保 険契約（保険業法第三百 条の二に規定する特定保 険契約をい。以下同 じ。）については保険契 約者等（金融サービスの 提供及び利用環境の整備 等に関する法律第十七條 第一項に規定する保険契 約者等をい。以下この 項において同じ。）の保 護に資するための当該特 定金融サービス契約の内 容その他預金者等又は保 険契約者等に参考となる べき事項（次項において 「参考事項等」という。）

第三項 第六条第十三条 第一項 の七三		第二項 第三条第十條 第一項 の七三		第五項 第一条第三条第十條 第一項 の七三		第六項 号第一三條第十條 第一項 の七三	
金融商品取引契約の解除による手数料、報酬その他の商品取引契 合には	当該金融商品取引契約の解 除までの期間に相当する	当該事項 第一項の規定による金 融商品取引契約の解除 があつた場合に	除く。)	品取引行為 行う金融商 業	住所	及び当該特定金融サービ ス契約に係る相手方金融 機関（金融サービスの提 供及び利用環境の整備等 に関する法律第十一條第 六項に規定する金融サ ービス仲介業務により顧 客が締結する特定金融サ ービス契約の相手方をい う。（以下同じ。）の商号 住所（相手方金融機関が 同条第三項第二号に規定 する外国保険会社等であ る場合にあつては、支店 等（保険業法第百八十五 条第一項に規定する支店 等をいう。）の所在地） 締結する特定金融サービ ス契約	の商号
支払	支払をした場合において	これらのこと項 顧客からの申出により特 定金融サービス契約（特 定保険契約を除く。次項 において同じ。）の解除 に伴い相手方金融機関に 損害賠償その他の金銭の 支払をした場合において	除く。）及び参考事項等				

号 第一条第十 一項第九三	二号 第十 第八三	一号 第八 三	第四項 第六条第 の七三	第三 第十 第一項の規 定による	約に 顧客が支 うべき対 価（次項 において 「対 価」とい う。）の額 として内閣 府令で定め る金額を超 えて当該金 融商品取引 契約の解除 の支払を、 又は違約金 の支払を、 第一項の規 定による
〔有価証券においてこの条における「有価証券の売買その他の政令で定める取引を除く。〕又はデリバティブ取引（以下この条において「デリバティブ取引」といふ。）による金融商品取引契約の締結の勧誘又は媒介を行う	特定金融サービス契約の締結	金融商品取引契約の締結の勧誘をす る	特定金融サービス契約の締結の勧誘又は媒介（特定預金等契約及び特定保険契約に係るもの）を除く。次号において同じ。）	顧客からの申出により	その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、顧客からの申出により

十 第 九 三	号 第一条 第 二 項 第九三											
買 取 引 等	有 価 証 券 売	ため	有 価 証 券 売	買 取 引 等	ため			損失	(以下この 条において 「有 価 証 券 等」 とい う。)	完 買 取 引 等 と い う。)	有 価 証 券 又 はデリバ イブ取 引	
締結	特定金融サービス契約の 上で、	ため、特定預金等契約又 は特定保険契約にあつて は当該特定預金等契約又 は特定保険契約によらな い。	特定金融サービス契約の 上で、	特定金融サービス契約の 締結	ため、特定預金等契約又 は当該特定預金等契約又 は特定保険契約によらな い。	ため、	特定保険契約又 は当該特定保険契約に あつては、当該特定保険契 約が締結されることによ り顧客の支払う保険料の 合計額が当該特定保険契 約が締結されることによ り当該顧客の取得する保 険金、返戻金その他の給 付金の合計額を上回る場 合における当該保険料の 合計額から当該保険金、 返戻金その他の給付金の 合計額を控除した金額を いう。以下この項、第三 項及び第五項において同 じ。)	損失(特定保険契約にあ つては、当該特定保険契 約が締結されることによ り顧客の支払う保険料の 合計額が当該特定保険契 約が締結されることによ り当該顧客の取得する保 険金、返戻金その他の給 付金の合計額を上回る場 合における当該保険料の 合計額から当該保険金、 返戻金その他の給付金の 合計額を控除した金額を いう。以下この項、第三 項及び第五項において同 じ。)	特定金融サービス契約			
特定金融サービス契約の 上で、	ため、特定預金等契約又 は特定保険契約にあつて は当該特定預金等契約又 は特定保険契約によらな い。	ため、特定預金等契約又 は当該特定保険契約に あつては、当該特定保険契 約が締結されることによ り顧客の支払う保険料の 合計額が当該特定保険契 約が締結されることによ り当該顧客の取得する保 険金、返戻金その他の給 付金の合計額を上回る場 合における当該保険料の 合計額から当該保険金、 返戻金その他の給付金の 合計額を控除した金額を いう。以下この項、第三 項及び第五項において同 じ。)	損失(特定保険契約にあ つては、当該特定保険契 約が締結されることによ り顧客の支払う保険料の 合計額が当該特定保険契 約が締結されることによ り当該顧客の取得する保 険金、返戻金その他の給 付金の合計額を上回る場 合における当該保険料の 合計額から当該保険金、 返戻金その他の給付金の 合計額を控除した金額を いう。以下この項、第三 項及び第五項において同 じ。)	特定金融サービス契約								

第一条 第二項 第三項 第四項									
二号	第十号	第十四条	四項	第三十九条	第三项	第三项	第二项	第十九条	第一条 第二項 第三項 第四項
(貸金業法の準用) 第三十二条 貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条（第一項第四号を除く。）第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条（第二項第五号を除く。）及び第二十二条の規定は、貸金業貸	締結した	金融商品取引行為	第二条第八項第九号	と金融商品取引業者等	の提供	として内閣府令で定めるもの	買取引等	有価証券売	ため、有価証券等
	締結の媒介を行つた	金融商品取引行為	特定金融サービス契約の締結	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条第四項第三号	と相手方金融機関	（特定預金等契約及び特定保険契約を除く特定金融サービス契約にあっては、内閣府令で定めるものに限る。）の提供（これらの行為のうち特定預金等契約及び特定保険契約に係るものに限る。）	特定金融サービス契約の締結	特定金融サービス契約は特定保険契約にあっては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、	ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあっては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、

付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、法令で定まる。

第一項 第六条 第十七項に係る契約を締結した（貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。次条第三項において同じ。）に係る契約の締結又はその媒介をした

第四節 監督

第三十四条 金融サービス仲介業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、前項の報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、前項の報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

第三十五条

（事業報告書の提出等）

第三十四条 金融サービス仲介業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、前項の報告書に記載されている事項のうち顧客の保護に必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、金融サービス仲介業者を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により公表しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第四節 監督

第三十五条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に關して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二）以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項

並びに次条第一項及び第五項において同じ。)又は貸金業貸付媒介業務により締結された資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約若しくは当該契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約について業として保証を行ふ者が(次項並びに同条第二項及び第五項において「保証業者」という。)に対し、当該金融サービス仲介業者の業務又は財産の状況に関する参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関する取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十六条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融サービス仲介業務に関する質問若しくは検査に必要な事項に関する質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融サービス仲介業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができ。金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融サービス仲介業務に関する質問若しくは検査に必要な事項に関する質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関する取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者の施設に立ち入りさせ、当該金融サービス仲介業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関する質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関する取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第三十七条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の業務の状況に照らして、当該金融サービ

ス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その解任を命ずることができる。

第一十五条第二号イからハまでのいずれかに

更その他監督上必要な措置を命ずることができ

る。

(監督上の処分)

第三十八条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、

必要の限度において、業務の内容及び方法の変

更その他監督上必要な措置を命ずることができ

る。

一 金融サービス仲介業者が第十五条第一号か

ら第三号までのいずれかに該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録を

取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の

全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

三 金融サービス仲介業者が第十二条の登録

(預金等媒介業務の種別に係るものに限る)を

受けている場合であつて、第十五条第五号に

該当するとき。

四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録

(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限

る)を受けている場合であつて、第十五条第六号に該当するとき。

五 金融サービス仲介業者が第十二条の登録

(貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限

る)を受けている場合であつて、第十五条第七号に該当するとき。

六 不正の手段により第十二条の登録を受けた

ことが判明したとき。

七 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大

臣の処分に違反したとき、その他金融サービ

ス仲介業務に関し著しく不適当な行為をした

と認められるとき。

八 金融サービス仲介業の顧客に対する広報

により、金融サービス仲介業者が設立した一般

社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者

を、その申請により、次条に規定する業務(以

下この節において「認定業務」という。)を行

う者として認定することができる。

一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並

びにその健全な発展及び顧客の保護に資する

ことを目的とすること。

二 金融サービス仲介業者を社員(以下この節

及び第一百四十八条第六号において「会員」と

いう。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業

務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定金融サービス仲介業協会の業務)

第四十一条 認定金融サービス仲介業協会は、次

に掲げる業務を行ふものとする。

一 会員が金融サービス仲介業を行ふに当た

る。

(認定金融サービス仲介業協会の業務)

第四十二条 認定金融サービス仲介業協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

二 認定金融サービス仲介業協会でない者は、そ

の名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業

協会と誤認されるおそれのある文字を使用して

はならない。

三 認定金融サービス仲介業協会の会員でない者

は、その名称又は商号中に、認定金融サービス

仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文

字を使用してはならない。

(顧客等からの苦情に関する対応)

第四十三条 認定金融サービス仲介業協会は、金

融サービス仲介業の顧客等から会員の行う金融

サービス仲介業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定金融サービス仲介業協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

5 第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に係る苦情に係るものであるときは、適用しない。
(認定金融サービス仲介業協会への報告等)

第四十四条 会員は、金融サービス仲介業者が行つた顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他の金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定金融サービス仲介業協会に報告しなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第四十五条 認定金融サービス仲介業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という。)は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第四十六条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第十一
条第一項各号に掲げる事項及び第四十条第二号

に規定する定款の定めのほか、認定金融サービス仲介業協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分若しくは第四十一条第三号の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為を止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めた会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは権利の停止を命じ、又は除名する旨を定めなければならぬ。

(業務規程)

第四十七条 認定金融サービス仲介業協会は、認定業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これ

を変更しようとするときも、同様とする。(監督命令)

第四十八条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要なと認めるときは、認定金融サービス仲介業協会に対し、その業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要なと認めるときは、その必要な限度に

必要があると認めるときは、その必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の一

段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会の業務の運営がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第四十九条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要なと認めるときは、当該職員に認定金融サービス仲介業協会の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るために必要なと認めるときは、その必要な限度に

必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者の施設に立ち入り

させ、当該認定金融サービス仲介業協会に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させるこ

とができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身の故障のため紛争解決等業務に係る

分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪に違反し、又は取引の信義則に背反する行為を

止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めた会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは権利の停止を命じ、又は除名する旨を定めなければならぬ。

(業務規程)

第五十条 内閣総理大臣は、認定業務の運営に關係する改善が必要あると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会に對し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会の業務の運営がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(紛争解決等業務を行ふ者の指定)

第五十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができます。

2 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。)である

こと。

二 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による

業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終

しない者でないこと。

4 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による

業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

5 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終

しない者でないこと。

6 紛争解決等業務の実施に關する規程(以下この節において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところ

により紛争解決等業務を適確に実施するため十分であると認められること。

7 紛争解決等業務の実施に關する規程(以下この節において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところ

により紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するため十分であると認められること。

8 次項の規定により意見を聽取した結果、手続実施基本契約の解除に關する事項その他の

手続実施基本契約の内容（第五十六条第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる項目並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金融サービス仲業者の数の金融サービス仲介業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の場合となつたこと。

前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定したときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（指定の申請）

第五十二条 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別

二 名称又は商号

三 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 役員の氏名又は名称若しくは商号

二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものと含む。）

三 業務規程

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六 前条第二項に規定する書類その他の同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

（秘密保持義務等）

第五十三条 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第六十二条第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定を受けようとする場合は、当該紛争解決機関の紛争解決委員を「当事者」という。から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

五 当事者である加入金融サービス仲介業者又はその顧客等（以下この節において単に「当事者」という。）から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他の相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

（指定紛争解決機関の業務）

第五十四条 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行つものとする。

二 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入金融サービス仲介業者（手続実施基本契約を締結した相手方である金融サービス仲介業者をいう。以下この節において同じ。）若しくはその顧客等又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

第五十五条 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものと

して政令で定めるものを受けた者（第六十二条第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

第五十六条 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の締結に係る事項

二 紛争解決等業務の実施に関する事項

三 紛争解決等業務に要する費用について加入金融サービス仲介業者が負担する負担金に関する事項

（業務規程）

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、金融サービス仲介業務に関する紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。

六 加入金融サービス仲介業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に關し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなかつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に對し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

一一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業者間連苦情の処理又は金融サービス

仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要なものとして内閣府令で定める事項

3

第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。

4

第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方針及び紛争解決委員が金融サービス仲介業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機

業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を金融サービ

ス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービ

ス仲介業務関連紛争について行う紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機

関においては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等（指定紛争解決機

機関の所有その他の事由を通じてその事

業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を金融サービ

ス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービ

ス仲介業務関連紛争について行う紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機

関においては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等（指定紛争解決機

機関の所有その他の事由を通じてその事

業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を金融サービ

ス仲介業務関連紛争について行う紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機

関においては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等（指定紛争解決機

機関の所有その他の事由を通じてその事

業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を金融サービ

ス仲介業務関連紛争について行う紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機

きるようにするための措置を定めていること。

と。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入金融サービス仲介業者の顧客等が指定紛争解決機関に対し金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介方の当事者との間における当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者の顧客等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等（以下この項において「当事者顧客等」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

一 当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

三 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものと定めていること。

四 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものと定めていること。

五 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものと定めていること。

六 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものと定めていること。

七 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものと定めていること。

八 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものと定めていること。

九 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものと定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管・返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融サービス仲介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じて適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第六十二条第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様と

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融サービス仲介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じて適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第六十二条第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様と

十二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に關して知り得た秘密を確實に保持するための措置を定めていること。

十五 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約の不履行の事実の公表等による業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

十六 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」といふ。）を定めていること。

十七 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

十八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

十九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等（以下この項において「当事者顧客等」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二十 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

二十一 第二項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」といふ。）を定めていること。

二十二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

二十三 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものと定めていること。

二十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に關して知り得た秘密を確實に保持するための措置を定めていること。

二十五 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約の不履行の事実の公表等による業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

二十六 指定紛争解決機関は、手續実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」といふ。）を定めていること。

二十七 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

二十八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

二十九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等（以下この項において「当事者顧客等」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

三十 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

三十一 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものと定めていること。

三十二 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものと定めていること。

三十三 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものと定めていること。

三十四 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

三十五 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

三十六 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

三十七 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

三十八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

三十九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

四十 指定紛争解決機関は、手續実施基本契約の不履行の事実の公表等による業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

四十一 指定紛争解決機関は、手續実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」といふ。）を定めていること。

四十二 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

四十三 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

四十四 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等（以下この項において「当事者顧客等」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

四十五 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

四十六 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

四十七 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

四十八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

四十九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

五十 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

五十一 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

五十二 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

五十三 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

五十四 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

五十五 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

五十六 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等が受諾しなければならないものをいう。

五十七 指定紛争解決機関は、手續実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」といふ。）を定めていること。

五十八 指定紛争解決機関は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。又は暴力団員でなくなりた日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

五十九 指定紛争解決機関は、第六十二条第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、保存しなければならない。

第六十条 指定紛争解決機関は、第六十二条第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、保存しなければならない。

六十一条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等から金融サービス仲介業務関連苦情について解決の申立てがあつたとき

は、その相談に応じ、当該顧客等に必要な助言をし、当該金融サービス仲介業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融サービ

ス仲介業者に対し、当該金融サービス仲介業

業に通知することを定めていること。

務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を
求めなければならない。

第六十二条 加入金融サービス仲介業者に係る金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあっては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上ある者

二 金融サービス仲介業務に従事した期間が通算して十年以上ある者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合については、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上ある者前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

五 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下「委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不正当な目的でみだりに第一項の申立てを認められることその他の事由により紛争解決手続を行ったのに適当でないと認めるとき、又は当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が不正かつ適確な遂行のため必要があると認めるとき

したと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託するものとする。

6 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託するものとする。

5 紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十六条第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。）をることができる。

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認められる者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。第一百二十五条第四項及び第五項において同じ。）を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客等が支払う料金に関する事項

二 第五十六条第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

四 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行ったのに適当でないと認めるとき、又は当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が不正かつ適確な遂行のため必要があると認めるとき

四 紛争解決委員の氏名

五 紛争解決手続の実施の経緯

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、その時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

第七十条 紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に對しては、不服を申し立てることができない。

（加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧）

（名称等の使用制限）

第六十一条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧）

（変更の届出）

第六十二条 指定紛争解決機関は、第五十二条第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項に変更があったときは、その旨を内閣総理大臣で定めるものとみなす。

第六十三条 紛争解決手続によっては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間で和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをしてから三十日以内に当該金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。第一百二十五条第四項及び第五項において同じ。）を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客等が支払う料金に関する事項

二 第五十六条第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

四 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

（訴訟手続の中止）

第六十四条 金融サービス仲介業務関連紛争について当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該金融サービス仲介業務関連紛争について訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

二 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続が実施されていないこと。

（業務に関する報告書の提出）

第六十五条 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（報告書及び立入検査）

第六十六条 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めた

つて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に對しては、不服を申し立てることができない。

（加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧）

（名称等の使用制限）

第六十七条 指定紛争解決機関は、第五十二条第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項に変更があったときは、その旨を内閣総理大臣で定めるものとみなす。

第六十八条 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるとおり、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融サービス仲介業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めた

（手続実施基本契約の締結等の届出）

第六十九条 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（報告書及び立入検査）

第七十条 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認める

ときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に問い合わせさせ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ。内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のために特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定紛争解決機関の加入金融サービス仲介業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対して、当該指定紛争解決機関の業務に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に問い合わせさせ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 前二項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第七十一条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該指定紛争解決機関に対し、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができ。内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十五条第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十六条第四項各号及び第五项各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

(紛争解決等業務の休廃止)

第七十二条 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他やむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第二項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の認可を受けた指定紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の紛争解決手続による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という。)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第四項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)

第七十三条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十五条第一項の規定による指定を取り消したとき、又は第六十二条の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとする。

2 第二項の規定により第五十五条第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該处分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

(保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出)

第七十四条 保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人に保険契約の締結の媒介を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険契約の締結の媒介を行わないこととなつたとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

(外務員の登録)

第七十五条 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人のうち、

三 法令又は法令に基づく处分に違反したとき。

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

(外務員の行為)

第七十六条 外務員は、金融サービス仲介業者に代わって、前項各号に掲げる行為に關し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。

2 前項の規定は、相手方が悪意であった場合においては、適用しない。

(外務員の権限)

第七十七条 金融商品取引法第六十四条第三項から第六項まで、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項及び第六十四条の六の規定は、金融サービス仲介業者の外務員について準用する。この場合において、次表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的替えは、政令で定める。

三項 第四条 第六十条 第二項 第十五条 第一项

第一条 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七

会等は、第七十四条に規定する届出を受理した

場合又は前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第五項の規定による登

第七十八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等(認定金融サービス仲介業協会又はこれに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び第一百五十六条において同じ。)に、第七十四条に規定する届出の受理に係る事務

6 第一項又は第二項の規定による届出受理事務
録の抹消をした場合には、内閣府令で定めると
ころにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣
に届け出なければならない。

又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等(次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。)が二以上ある場合(当該認定金融サービス仲介業協会等が次に掲げるもののみである場合を除く。)には、各認定金融サービス仲介業協会等は、当該届出受理事務又は登録事

務の適正な実施を確保するため、認定金融サービス仲介業協会等相互間の情報交換を促進するとともに、他の認定金融サービス仲介業協会等に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

二 金融商品取引法第六十六条の二十五において
第一項の規定による登録事務（同条第一項に
規定する登録事務をいう。次号において同じ。）を行ふ協会（同条第一項に規定する協
会をいう。同号において同じ。）

7
て準用する同法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を行ふ協会

受理事務若しくは登録事務を行わせることとするとき、又はこれらの規定により認定金融サービス仲介業協会等に行わせていた届出受理事務若しくは登録事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(登録手数料)

第七十九条 外務員の登録を受けようとする金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項又は第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に登録する場合にあっては、認定金融サービス仲介業協会等）に納めなければならない。

2 前項の手数料で認定金融サービス仲介業協会等に納められたものは、当該認定金融サービス仲介業協会等の収入とする。

(登録事務についての審査請求)

第八十条 第七十八条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第七十八条第一項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業者は、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定金融サービス仲介業協会等の上級行政庁とみなす。

(内閣府令への委任)

この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、承認、登録、認定又は指定に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章 金融サービスの利用環境の整備等

第一節 安定的な資産形成の支援等

(基本方針)

第八十二条 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならぬ。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国民の安定的な資産形成の支援に関する基

本的な方向

イ 国民の安定的な資産形成に資する制度の

整備に関する事項

ロ 国民の安定的な資産形成に資する制度の

利用の促進に関する事項

ハ 国民の安定的な資産形成に関する教育及

び広報の推進に関する事項

二 国民の安定的な資産形成の支援のために

必要な調査及び研究に関する事項

三 国民の安定的な資産形成の支援に関する施

策を総合的に実施するために必要な国の関係

行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連

携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の安定的

な資産形成の支援に関する施策に関する重要

事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣

議の決定を求めるべき事項

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聴くものとする。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の

決議があつたときは、遅滞なく、これを公表し

なければならない。

6 政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実

施の状況について、評価を行わなければならない。

7 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関

する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏

まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めると、これを変更しなければならない。

い。

8 第三項から第五項までの規定は、基本方針の

変更について準用する。

（地方公共団体に対する支援）

第九十三条 国は、国民の安定的な資産形成の支

援に関する施策に關し、地方公共団体が実施す

る施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成

の支援に関する活動を支援するため、情報の提

供その他の必要な措置を講ずるよう努めるもの

とする。

安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努力するものとする。

（事業主の責務）

第八十五条 事業主は、その事業に支障のない範

囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共

団体又は次条の金融経済教育推進機構による安

定的な資産形成に資する制度の利用の促進のた

めの取組並びに安定的な資産形成に関する教育

及び広報に協力するよう努めるものとする。

（第二節 金融経済教育推進機構）

第一款 総則

（機構の目的）

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

二 名称

3 事務所の所在地

4 資本金及び出資に関する事項

5 運営委員会に関する事項

6 役員に関する事項

7 業務及びその執行に関する事項

8 財務及び会計に関する事項

9 定款の変更に関する事項

10 公告の方法

（設立の認可等）

第八十八条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第八十九条 機構の資本金は、その設立に際し、

政府及び政府以外の者が出資する額の合計額と

とする。

（名称）

第九十条 機構は、その名称中に金融経済教育推

進機構という文字を用いないなければならない。

（登記）

第九十一条 機構は、政令で定めるところによ

り、登記しなければならない。

（事務の引継ぎ）

第九十二条 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に对抗することができない。

（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用）

（発起人） 第二款 設立

（機構を設立するには、金融又は経済に關して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする）

（定款の作成等）

第九十四条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資

を募集しなければならない。

（前項の定款には、次の事項を記載しなければならない）

（二）目的

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

二 名称

3 事務所の所在地

4 資本金及び出資に関する事項

5 運営委員会に関する事項

6 役員に関する事項

7 業務及びその執行に関する事項

8 財務及び会計に関する事項

9 定款の変更に関する事項

10 公告の方法

（設立の認可等）

第九十五条 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

（監事の指名）

第九十六条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

（事務の引継ぎ）

第九十七条 第九十五条第一項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出

資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

（設立の登記）

	は、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
2	機構は、設立の登記をすることにより成立する。
	第三款 運営委員会
(設置)	機構に、運営委員会を置く。
第九十九条	機構に、運営委員会を置く。
(権限)	次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
一 定款の変更	一 業務方法書の作成又は変更
二 業務方法書の作成又は変更	二 予算及び事業計画の作成又は変更
三 予算及び事業計画の作成又は変更	三 その他運営委員会が特に必要と認める事項
四 決算	四 決算
	(組織)
第一百条	運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。
2 運営委員会に委員長を一人置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。	2 運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。
3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。	3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。
4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。	4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。
	(委員の任命)
第一百一条	委員は、金融、經濟、教育活動又は年金制度に関する専門的知識を有する者のうちから、機構の理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。
2 委員は、再任されることができる。	2 委員は、再任されることができる。
	(委員の任期)
第一百二条	委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合には、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。	2 委員は、再任されることができる。
	(委員の解任)
第一百三条	機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。
一 破産手続開始の決定を受けたとき。	一 破産手続開始の決定を受けたとき。
二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。	三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
	(義務の違反)
四 職務上の義務違反があるとき。	四 職務上の義務違反があるとき。
	(議決の方法)
第一百四条	運営委員会は、委員長又は第百条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほう
	か、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2	運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。
	(委員の秘密保持義務)
第一百六条	委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。
(委員の地位)	(委員の地位)
	(役員の兼職禁止)
第一百十三条	役員(非常勤の者を除く)は、営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
(役員)	(役員)
第四款 役員等	第四款 役員等
	(役員)
第一百七条	機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。
(役員の職務及び権限)	(役員の職務及び権限)
	(監事の兼任禁止)
第一百十四条	監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。
(代理権の制限)	(代理権の制限)
	(代理人の選任)
第一百十五条	機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。
(監事の兼任禁止)	(監事の兼任禁止)
	(代理人の選任)
第一百十六条	監事は、機構の業務を監査する。
(監事)	(監事)
	(職員の任命)
第一百十七条	機構の職員は、理事長が任命する。
(役員及び職員の秘密保持義務等)	(役員及び職員の秘密保持義務等)
	(業務の範囲)
第一百十八条	第百五条及び第一百六条の規定は、機構の役員及び職員について準用する。
(業務)	(業務)
	(事業年度)
第一百十九条	機構は、第八十六条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行ふ。
(業務の範囲)	(業務の範囲)
	(財務諸表等)
第一百二十条	機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
(業務の委託)	(業務の委託)
	(業務の委託)
第一百二十一条	機構は、内閣総理大臣の認可を受けた者(その者が法人である場合にあっては、前項の業務の一部を委託することができる。
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務	四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
	(報告書)
第一百二十二条	内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
2 受けた者(その者が法人である場合にあっては、前項の業務の一部を委託することができる。	2 第百五条の規定は、前項の規定による委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、前項の業務の一部を委託することができる。
	(業務報告書)
第一百二十三条	機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると、同様とする。
(業務方法書)	(業務方法書)
	(報告書)
第一百二十四条	機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(事業年度)	(事業年度)
	(予算等の認可)
第一百二十五条	機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
(報告書)	(報告書)
	(監事の意見書)
第一百二十六条	機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
(監事の意見書)	(監事の意見書)
	(報告書)
第一百二十七条	機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下こ

の条において「財務諸表等」という。)を、各事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 財務諸表等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

5 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。

(利益及び損失の処理)

百二十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を百十九条の業務に要する費用に充てることができる。

(借入金)

百二十七条 機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還できることとは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項及び第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(余裕金の運用)

百二十八条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

2 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有

2 二 内閣総理大臣の指定する金融機関への預金

3 三 その他内閣府令で定める方法

(内閣府令への委任)

百二十九条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

第七款 監督

(監督)

百三十条 機構は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

百三十一条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関する報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(第八款 雑則)

(定款の変更)

百三十二条 定款の変更是、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

百三十三条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(資金の確保)

百三十四条 国は、金融経済教育の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

(内閣府令への委任)

百三十五条 この法律に定めるもののほか、この節の規定の実施に必要な事項は、内閣府令で定める。

(第六章 雜則)

(関係者相互の連携及び協力)

百三十六条 国の関係行政機関は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策の実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(権限の委任)

百三十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

1 第三十五条第一項及び第二項の規定による権限(第十五条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

2 第三十六条第一項及び第二項の規定による権限(第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

3 第四十八条第一項及び第二項の規定による権限(金融サービス仲介業(有価証券等仲介業務に係るものに限る。)の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。)

4 第四十九条第一項及び第二項の規定による権限

5 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

(委員会に対する審査請求)

百三十八条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同

条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

(経過措置)

百三十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(委員会に対する審査請求)

百四十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

1 不正の手段により第十二条の登録又は第十六条第一項の変更登録を受けたとき。

2 第二十二条の規定に違反して他人に金融サービス仲介業を行わせたとき。

3 第三十条において準用する保険業法第三百三第一項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為(運用実績連動型保険契約(同法第二百二十二条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約)をいう。)をしたとき。

4 第三十三条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二又は第三十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定に違反したとき。

5 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四第一号ハの規定に違反したとき。

六 第三十二条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四の二の規定に違反したとき。
七 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。
八 犯罪若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
九 第三十二条において準用する資金業法第二十一条第一項の規定に違反したとき。
十 第三十八条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
十一 第五十条の規定による命令に違反したとき。

第一百四十二条 次の各号のいずれかに該当すると第三十二条において準用する資金業法第二十一条第一項の規定に違反したとき。
二 第三十八条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
三 第五十条の規定による命令に違反したとき。

第一百四十二条 次の各号のいずれかに該当すると第三十二条において準用する資金業法第二十一条第一項の規定に違反したとき。
二 第三十八条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
三 第五十条の規定による命令に違反したとき。

第一百四十二条 次の各号のいずれかに該当すると第三十二条において準用する資金業法第二十一条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十九条において準用する銀行法第五十条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があった場合において、顧客に掲げる者又は金融サービス仲介業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的でその違反行為をしたとき。

三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績運動型保険契約に係るもの除外の者（第十一條第二項第一号イからヨまで）をしたとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第一号の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

五 第三十二条において準用する資金業法第十一条の六（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。

六 第三十二条において準用する資金業法第十一条の五の規定に違反したとき。

八 第三十二条において準用する資金業法第六条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しな

い書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

九 第三十二条において準用する資金業法第十一条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十 第三十二条において準用する資金業法第二十一条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十一 第三十二条において準用する資金業法第二十一条第三項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

十二 第三十二条において準用する資金業法第二十一条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。

十三 第三十二条において準用する資金業法第二十条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。

十四 第三十三条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十五 第三十四条第一項又は第六十九条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

十六 第三十四条第二項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。

十七 第三十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十八 第三十六条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十九 第五十八条の規定に違反したとき。

二十 第七十一条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をせず、若しくはこ

これらの規定による当該職員の質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十一 第七十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

二十二 第七十二条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二十三 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十四 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十五 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十六 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十七 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十八 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十九 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十一 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十二 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十三 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十四 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十五 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十六 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十七 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十八 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十九 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四十 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四十一 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四十二 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四十三 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

百四十四条第一項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」であるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十四条第一項」と読み替えるものとする。

二十一 第七十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

二十二 第七十二条第一項若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十三 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十四 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十五 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十六 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十七 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十八 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

二十九 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十一 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十二 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十三 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十四 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十五 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十六 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十七 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十八 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十九 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四十 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四十一 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四十二 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四十三 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

これらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十二条において準用する同法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法によりこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付し、若しくは当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

六 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

第一百四十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第四項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十一条の四第一項の規定に違反したとき。

三 第三十二条において準用する貸金業法第十一条第一項（第四号を除く。）に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をしたとき。

四 第三十二条において準用する貸金業法第十一条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二後段の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は贈写の請求を拒んだとき。

六 第三十二条において準用する貸金業法第二十条第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があつた場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかになかつたとき。

七 第四十二条第三項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

八 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第七十一条第四項の規定に違反したとき。

第一百四十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

二 第百五十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三 第二十条第三項の規定に違反して同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示したとき。

四 第四十七条後段の規定に違反したとき。

五 第五十七条第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第六十七条第三項又は第七十三条第四項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

八 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第七十一条第四項の規定に違反したとき。

第一百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第百四十二条第五号、第七号から第十三号まで及び第十九号を除く。）に規定する命令により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

二 第百四十二条第四項又は第二十三条第二項の規定による命令に違反して供託しなかつた者は、五十万円以下の過料に処する。

三 第百三十二条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

四 第百二十五条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかつたときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

五 第百二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第百三十条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

七 第百三十九条第六十六条の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されたり、又は商号中に認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。

八 第百五十五条第四十二条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。

九 第百五十六条次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員）又はその代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の過料に処する。

第一百六十条 第三十二条において準用する貸金業法第二十二条の規定に違反したときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員）又はその代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の過料に処する。

第一百六十二条 第八章没収に関する手続等の特例（第三者的財産の没収手続等）

第一百六十二条 第百四十四条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百六十四条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合に

施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、
公布の日から施行する。
(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に
伴う経過措置)

第十四条 金融商品販売業者等(第三条の規定に
よる改正後の金融商品の販売等に関する法律
(以下この条において「新金融商品販売法」と
いふ)第二条第三項に規定する金融商品販売
業者等をいう。)が、この法律の施行前に新金
融商品販売法第二条第一項に規定する重要事項
に相当する事項について同項の規定の例により
説明を行った場合には、当該説明を同項の規定
により行った説明とみなして、新金融商品販売
法の規定を適用する。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する
(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目
途として、この法律による改正後のそれぞれの
法律(以下この条において「改正後の各法律」と
いふ)の施行に關し必要な経過措置(罰則に關
する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)

第三十三条 政府は、この法律の施行後五年を目
途として、この法律による改正後のそれぞれの
法律(以下この条において「改正後の各法律」と
いふ)の施行の状況等を勘案し、必要があ
ると認めるときは、改正後の各法律の規定につ
いて検討を加え、その結果に基づいて所要の措
置を講ずるものとする。

附 則 (令和二年六月一二日法律第五〇)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定 公布の日
(金融サービス仲介業者及び認定金融サービス仲
介業協会に関する経過措置)

二 附則第二十九条の規定 公布の日
(金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛ら
わしい商号若しくは名称を用いている者につい
ては、第一条の規定による改正後の金融サービ
スの提供に関する法律(次項において「金融サ
ービス提供法」といふ)第十九条の規定は、
この法律の施行後六月間は、適用しない。

三 附則第二十九条の規定 公布の日
(政令への委任)

施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、
公布の日から施行する。

第十四条 金融商品販売業者等(第三条の規定に
よる改正後の金融商品の販売等に関する法律
(以下この条において「新金融商品販売法」と
いふ)第二条第三項に規定する金融商品販売
業者等をいう。)が、この法律の施行前に新金
融商品販売法第二条第一項に規定する重要事項
に相当する事項について同項の規定の例により
説明を行った場合には、当該説明を同項の規定
により行った説明とみなして、新金融商品販売
法の規定を適用する。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する
(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目
途として、この法律による改正後のそれぞれの
法律(以下この条において「改正後の各法律」と
いふ)の施行に關し必要な経過措置(罰則に關
する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第三十三条 政府は、この法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
ることと認めるとときは、改正後の各法律の規定につ
いて検討を加え、その結果に基づいて所要の措
置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月二六日法律第四六)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年
を超過しない範囲内において政令で定める日から
施行する。

二 附則第四十二条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年
を超過しない範囲内において政令で定める日から
施行する。

二 附則第四十二条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第二十八条 政府は、この法律の施行後五年を目
途として、この法律による改正後のそれぞれの
法律(以下この条において「改正後の各法律」と
いふ)の施行に關し必要な経過措置(罰則に關
する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二十九条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關
する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年一月二九日法律第七)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超過しない範囲内において政令で定める日から
施行する。

二 附則第五号の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關
する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二十八条 この法律は、公布の日から起算して六年
を超過しない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七二)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超過しない範囲内において政令で定める日から
施行する。

二 附則四四十三条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第二十六条 この法律は、公布の日から起算して六年
を超過しない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一〇日法律第六一)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超過しない範囲内において政令で定める日から
施行する。

二 附則第二十九条の規定 公布の日
(政令への委任)

第二十六条 この法律は、公布の日から起算して六年
を超過しない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超過しない範囲内において政令で定める日から
施行する。

二 附則第六十八条の規定 公布の日
(第一項) 第一条中金融商品取引法第五十五条第一項、
第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項
及び第五十条の二第一項、第十一項及び第十
二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三
第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二
第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条
の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条
第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十
条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第
五百六十条の二十の四第二項、第一百五十六条
の二十九第一項、第一百五十七第二項、第一百五
六第二項及び第一百五十六条の二
十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条
の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二
条の規定、第五条中農業協同組合法第十一
条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び
第五十二条の五の九第二項の改正規定、第六
条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項
及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八
条中投資信託及び投資法人に関する法律第九
十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六
条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第
五十四条の二十三第一項、第八十五条の二
及び第八十九条第十項の改正規定、第十条

中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び
十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫
法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及
び第五十二条の六十一の五第一項の改正規
定、第十四条第六项の改正規定、第十二条中
銀行法第十六条の二第二項、第五十二条の五
二百七十二条の四第一項、第二百七十二条的五
三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二
百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び
第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中
資産の流動化に関する法律第七十条第一項の
改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十
四项第三項、第七十二条第一項、第九十五条
条第三項及び第九十五条の五の十第二項の
改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合
中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第
一項及び第六十条の六第一項の改正規定並び
に附則第十四条から第十七条まで、第二十三
条第一項、第三十四条、第三十七条から第三
十九条まで及び第四十一条第三項から第四十三
条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法
(昭和四十二年法律第三十五条)別表第一第一
四十八号の改正規定並びに附則第四十五条
から第四十八条まで、第五十二条、第五十四
条、第五十五条、第五十八条から第六十三条
まで及び第六十五条の規定、公布の日から起
算して三月を超えない範囲内において政令で
定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から
第六項まで、第二十二条第一項、第二十二
条の三及び第二十四条第二項の改正規定、
同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四
の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の四
第一項から第三項まで及び第十三項、第二
十五条第一項から第四項まで及び第六项、第
二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七
条の三十の六第一項、第二十七条の三十的三
十、第二十七条の三十一第一項、第二十七
条の三十四、第五十七第二項及び第五
项、第一百六十六条第四項及び第五项、第
七百六十六条第三十的二、第二十七
条的三的第一項及び第二项、第一百七十二条
的四第二項、第一百七十二条的十二第一項、第
一百七十八条第十项及び第十一项、第一百八十五
条的七第四项から第七项まで、第十四项、第
十五项及び第三十一项、第一百九十七条的二
第二项

二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日
四 第一条中金融商品取引法第三十七条の三の八第一項の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定、同法第三十七条の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、同法第四十条の二第四項及び第五項の改正規定、同法第四十条、同条第六項を削る改正規定、同法第四十二条の七の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第四十三条の五の改正規定（交付する書面に記載する事項）を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る。）同法第七十九条第二項の改正規定（審判の）を「最初の審判手続の」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第八十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百八十二条第三項及び第一百八十二条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百八十三条第二項の改正規定（審判手続開始決定書に記載されれ）を「審判手続開始決定記録に記録され、に改める部分を除く。）、同法第一百八十四条第一項、第二百八十五条の三第一項、第二百九十八条第二号の四並びに第二百五条第十二号及び第十三号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定並びに同法第二百八条第六号の改正規定、第三条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一百四十三条第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第一百四十七条第四号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定及び同法第三十二条第二項の改正規定、第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）及び第六条（水産業協同組合法第八十六条第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項の改正規定（「に対する誠実義務」）を「の利益の保護のための体制整備」

に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)、同条第二項の改正規定並びに同法第十条の二の五第四号及び第五号の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)の規定及び第二号に掲げる改正規定を除く)の規定、第九条中信用金庫法第八十九条の二第一項の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)の規定並びに同法第九十条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)、同条第二項の改正規定並びに同法第二十一条の二の五第四号及び第五号の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)並びに同法第二十五条の二の四第三号及び第四号の改正規定、第十一一条中労働金庫法第九十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)並びに同法第十条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)の規定並びに同法第一百条の四の五第四号及び第五号の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)の規定

（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）同法第五十二条の四十五の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）同法第五十二条の六十の十七の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の禁止規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百四号及び第五号、第三百十六条の二第二号、第三百十七条の二第八号並びに第三百十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備

備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第十九条株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く)、第二十四条规定から第三十三条まで、第三十五条、第六条及び第五十七条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(金融経済教育推進機構に関する経過措置)
第十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にその名称中に金融経済教育推進機構という文字を用いている者については、第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第九十条第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(附則第十七条第二項及び第二十三条第一項において「第二号施行日」という)以後六月間は、適用しない。

第十五条 機構の最初の事業年度は、第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二百二十三条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十六条 機構の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二百二十四条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(金融サービスの提供に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間ににおける第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二百四十六条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為

に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

第二号 第二号施行日から刑法施行日の前日までの間

における第二条の規定による改正後の金融サー

ビスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

第一百三十二条の規定の適用については、同号

中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

(特定金融サービス契約に係る契約締結時等の

情報の提供に関する経過措置)

第十八条 第三条の規定（附則第一条第四号に掲

げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の金融サービスの提供及び

利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二

項において準用する第四号新金融商品取引法第二

三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に特

定金融サービス契約（同項に規定する特定金融

サービス契約をいう。）が成立したときその他

内閣府令で定めるときが到来する場合について

適用し、第四号施行日前に特定金融サービス契約

（第三条の規定による改正前の金融サービス

の提供及び利用環境の整備等に関する法律第三

十一条第二項に規定する特定金融サービス契約

をいう。）が成立したときその他内閣府令で定

めるときが到来した場合については、なお従前

の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前（政令への委任）

（第六十八条）この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六十九条 政府は、この法律による改正後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定（公布の日）
(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。